

「福島県原子力損害対策協議会」
平成27年3月以降の商工業等に係る
営業損害の賠償に関する緊急要望・要求活動
【結果概要】

□ 日 時 平成27年2月4日（水）13：30～15：35

□ 要望(要求)者 会長代理 福島県副知事 鈴木正晃
副会長 JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会 会長 大橋信夫
福島県商工会連合会 会長 褒田倉治
福島県市長会 会長 立谷秀清（相馬市長）
福島県町村会 会長 大塚節雄（湯川村長）
代表者会議構成員
福島県商工会議所連合会 会長 渡邊博美
福島県中小企業団体中央会 会長 内池浩

□ 要望(要求)先 経済産業省（対応者 副大臣 高木陽介）
復興庁（対応者 統括官 熊谷敬）
東京電力株式会社（対応者 代表執行役社長 廣瀬直己ほか）

□ 要望(要求)項目

- | |
|--------------------------|
| 1 被害者の立場に立った賠償 |
| 2 避難指示区域内における賠償 |
| 3 避難指示区域外における賠償 |
| 4 賠償金の税制上の取扱い（国のみ） |
| 5 政府による事業再建策等の確実な実施（国のみ） |

□ 内 容

会長代理から国、東京電力に要望(要求)書を手交し、緊急要望(要求)を行った。

対応者等の発言内容は以下のとおり。

1 経済産業省（対応者 副大臣 高木陽介）

13:30~13:50 経済産業省本館11階副大臣室



【会長代理（副知事）】

- 平成27年3月以降の商工業等に係る営業損害の賠償について、昨年末に素案が示されたが、関係団体からは、被害の状況からすると納得できないという声がある。被害等もまだ続いている、一日も早く事業再建できるようにしてほしい。
- 以下、特に5点を要望する。

＜避難指示区域内における賠償＞

- いわゆる「のれん代」や商圈の喪失等に伴う損害を含め、一括して賠償するに当たっては、損害の範囲を幅広く捉え、事業再建につながる十分な賠償を確実かつ迅速に行わせること。
- 避難指示解除後に帰還して事業を再開する場合のほか、やむを得ず移転先で事業を再開する場合、廃業を選択せざるを得ない場合など、被害者それぞれの事情に応じた賠償を的確に行わせること。

＜避難指示区域外における賠償＞

- 将来の減収分を一括して賠償するに当たっては、風評による被害が依然として継続している厳しい状況を踏まえ、被害の実態に見合った十分な賠償を行わせること。
- 原子力発電所事故との相当因果関係の確認を簡易な手法で柔軟に行うことともに、個別具体的な事情による損害についても誠意を持って対応させること。

＜政府による事業再建等の確実な実施＞

- 被害者が安心して事業の再建に取り組むことができるよう、関係省庁で連携し、事業再開や転業の支援など被害者に寄り添ったきめ細かな事業再建策や地域経済の再生、風評の払拭に向けた施策を速やかに具体化し、最後まで確実に講じること。

【高木副大臣】

- 営業損害の賠償については、公共事業の損失補償基準を参考に、その最長の2倍である4年分を賠償してきた。昨年末、平成27年3月以降の営業損害の賠償の素案を示したところだが、様々な意見、要望等をしっかりと受け止め、さらに検討を進めていきたい。
- 避難指示区域の内外の事業者で立場が違ったり、同じエリアの中でも各事業者によって個別の事情も違うので、どのような形が最もよいのかしっかりと検討したい。

【立谷副会長（市長会会長）】

- 風評被害は予見することができない。営業損害の賠償を来年2月分まで打ち切る今回の素案は政府が進める「地方創生」の考え方逆行している。相馬市の漁業は風評被害の問題を抱えているし、医療機関、特に精神病院は患者が各地に離散しているため、再開しようとしてもすぐには再開できない状況である。
- 風評被害が最も厳しい要素だと思っている。これでは「地方創生」の戦略が立てられないので、政府全体の問題として捉え対策を考えてほしい。

【大橋副会長（JA会長）】

- 風評被害で米が安く、肉牛の価格も全国平均よりずっと低い。これから廃炉までに30年はかかると言われている中で、商工業等の賠償を打ち切るという話には無理があると思う。風評被害がある限り、賠償を検討するべき。

【轡田副会長（商工会連合会会長）】

- 風評が根強く、原発被害とは関係ないような会津でも大変な状況である。もし賠償が打ち切りとなると旅館業の3分の2が廃業するほどの厳しさである。
- 会津若松市の中でも、「八重の桜」の影響で鶴ヶ城など一部の観光施設はよい時期があったが、裏磐梯、南会津等のその他の地域は全く振るわず、本当に厳しい状況である。特に、猪苗代や裏磐梯での教育旅行が震災前の水準に戻っていない。風評被害は今日、明日で終わる問題ではないことを考慮すべきである。

【会長代理（副知事）】

- この問題については素案が示されたが、素案のまま進めるような「見切り発車」はしないでほしい。

【高木副大臣】

- この問題は当事者にとって本当に死活問題だと思う。営業損害の賠償のあ

り方をしっかりと検討するとともに、風評被害への対策もいろいろな角度から検討する必要がある。

- 風評被害の対策をなんとかしなければならないと考えており、政府をあげて、県、市町村、各団体と連携を密にして対応していく。

2 復興庁(対応者 統括官 熊谷敬)

14:05~14:15 復興庁本庁6階 幹部会議室



【会長代理（副知事）】

＜政府による事業再建等の確実な実施＞

- 被害を受けた事業者が事業を再建することが非常に重要であるため、事業再開、転業の支援、地域経済の再生、風評の払拭について政府を挙げて具体的な対策を行ってほしい。

【熊谷統括官】

- 福島は宮城、岩手と異なり、復旧・復興は緒についたばかり。賠償も大変な問題になっており、これから頑張っていこうという方の足下を揺るがすような問題だと皆様が懸念されていることは認識している。
- 今回示されたのは素案であり、皆様の意見を踏まえて更に検討を深めると聞いており、今日の要望も踏まえて更に検討していくものと思う。
- 事業再建の施策として、グループ補助金について平成27年度は新分野進出への支援が追加・拡充され、運用は柔軟になっているので引き続き活用してほしい。また、事業再開準備金制度（福島再開投資等準備金制度）を新たに作るので、有効に活用し円滑な事業再開につなげてほしい。

【大塚副会長（町村会会长）】

- 会津地方は放射線量が低いものの風評被害が深刻である。事故前は、教育旅行に1,000校程来てくれていたが、事故後は激減し、現在は300校程に

とどまっており、関係する旅館業等が大きな影響を受けている。また、会津地方の米が風評で安くなっている。

- 今後の賠償は、個別に丁寧に対応していただきたい。

【渡邊商工会議所連合会会長】

- 賠償が打ち切られると雇用の問題が相当数出てくる。観光業、教育、医療等の第三次産業に大きなダメージが出てくることをよく考えてほしい。

【内池中小企業団体中央会会长】

- 観光業、旅館業、食品製造業等で風評被害が非常に深刻である。賠償金をできるだけ少なくしようと営業活動を活発に行うと、とんでもなく安い値段での取引となり、収益性が悪化してしまう。
- この問題は個々の事業者の自己責任や自助努力では対応できるものではなく、賠償が一方的に打ち切られるというのは到底納得しがたい。このままでは雇用の責任を果たせるかという問題になる。
- 長期的な視点で、賠償のあり方、中小企業の自立支援のあり方について検討してほしい。

【轡田副会長（商工会連合会会長）】

- グループ補助金は使い勝手が悪い。業種別などの縛りがあるが、商工会や商工会議所のグループなど、業種に関係なくグループで使うことができないか。

【熊谷統括官】

- 事業再開にはいろいろなやり方があると思うが、グループ補助金がうまくマッチする形にしないといけない。

3 東京電力(対応者 代表執行役社長 廣瀬直己ほか)
14:45~15:35 東京電力本館3階C会議室



【会長代理（副知事）】

- 本年3月以降の商工業等に係る営業損害について、国及び東京電力から（逸失利益の1年間分相当額を一括して賠償し終期とする）素案が示されたところであるが、到底納得できるものではない。
- 関係団体から実情や考え方よく聴き、見直しを検討していただきたい。
- 素案の内容について早急に見直しを行い、協議会会員が納得、安心できる誠意ある回答をもらいたい。
- 主な要求項目は7項目である。

<被害者の立場に立った賠償>

- 被害者がそれぞれの将来設計に応じて事業の見通しを立てることができるよう、事業者や市町村の意向を反映し、事業の再建など長期的な視点を踏まえながら、被害者の立場に立った賠償を行うこと。

<避難指示区域内における賠償>

- いわゆる「のれん代」や商圈の喪失等に伴う損害を含め、損害の範囲を幅広く捉え、事業再建につながる十分な賠償を確実かつ迅速に行うこと。
- 避難指示解除後に帰還して事業を再開する場合のほか、やむを得ず移転先で事業を再開する場合、廃業を選択せざるを得ない場合など、被害者それぞれの事情に応じた賠償を的確に行うこと。
- 事業の再建を図るために必要となる店舗や機械設備等の事業用資産の再取得、修復に要する費用など、帰還、移転等に伴う追加的費用について、確実に賠償を行うこと。

<避難指示区域外における賠償>

- 将来の減収分を一括して賠償するに当たっては、風評による被害が依然として継続している厳しい状況を踏まえ、被害の実態に見合った十分な賠償を行うこと。

- 原子力発電所事故との相当因果関係の確認を簡易な手法で柔軟に行うとともに、個別具体的な事情による損害についても誠意を持って対応すること。
 - 情報発信や自主検査など事業者が実施する風評被害を最小にとどめるための対策に要する費用について、確実に賠償を行うこと。
- ※ 途中で東京電力廣瀬社長が入室

【東京電力 廣瀬社長】

- 本日は貴重な機会をいただき感謝。しかし、国会に参考人として招致されてしまい、短い時間での対応となり申し訳ない。
- 本年3月以降の営業損害の賠償は大変難しい課題と思っており、商工団体等の現状・実情をよく聴きたい。

【東京電力 石崎副社長】

＜被害者の立場に立った賠償＞

- 当然、東京電力は加害者であるので、その責任において、一人一人の事情を聴きながら丁寧に対応することが基本である。
- 昨年の7月に、ベテラン管理職二百数十名を賠償業務に配置した。福島の皆様に丁寧に対応するよう指導しているところだが、今後も目配り気配りをしてしっかりと行っていく。

＜避難指示区域内における賠償＞

- 平成27年2月までの4年分を一括して賠償させていただいているところだが、中間指針等において「賠償には一定の限度がある」等の記載もあることから、これまでの賠償は一旦の区切りとして、平成27年3月以降の賠償のあり方について国等の指導を受けながら検討しているところ。福島の方々の意見を踏まえながらこれから検討していきたい。
- 帰還や移転に伴う追加的費用の賠償については、必要かつ合理的な範囲内で賠償しているところ。ただし、移転先等で店舗や機械設備等の事業用資産を新たに取得するための費用については、事故時点で所有されていた資産について既に賠償済みであるので賠償の対象外としており、理解願いたい。

＜避難指示区域外における賠償＞

- 地域や業種毎に類型化して被害を確認して一律に事故前と比較した減収分を賠償しているが、事故後一定期間が経過し、一部の業種では風評被害に収束傾向が見られることから、これまでの賠償については一旦の区切りとしたいと考えている。しかし、今後の賠償については、関係者の意見を伺いながら検討を続けたい。
- 相当因果関係の確認については、要求内容を踏まえ、できる限り皆様に負担をかけないよう留意しながら、事情を丁寧に聴くことでさらにきめ細かい対応を徹底したい。

- 併せて、風評を払拭することも必要であり、そのために東京電力としてしっかりと取組んでいきたい。昨年11月に東京電力の関係企業11社でふくしま応援企業ネットワークを設立した。全社員30万人の家族も入れると100万人規模となるので、それも活用しながら風評払拭に努めたい。ただし、企業の努力だけではなく、国にもいろいろと注力していただく必要があると考えている。

※ 途中で東京電力廣瀬社長が退室。

【轡田副会長（商工会連合会会長）】

- 避難指示区域内の花屋がグループ補助金を活用し、避難先で店舗を構え再開したが、不渡りが出そうだという話を聞いている。以前は結婚式場や斎場の顧客等の「のれん」があったのに、それがゼロになり、競合店があるところで再スタートしてもなかなかうまくいかないとの相談だった。今後、同様のケースが相当数出てくると危惧している。是非このようなことも考慮し賠償を継続すべき。
- また、会津地方の商工会長が、観光業だけの地域なのに山菜やきのこ、川魚を提供できない状況でどうしていけばいいのかと話していた。風評被害は継続しており、賠償を継続すべきである。

【大橋副会長（JA会長）】

- 営業損害の賠償を打ち切る素案は容認できるものではなく絶対に反対である。原子力損害賠償は無制限に行われるものではなく、一定の時期に終期を迎えることを理解している。しかし、避難指示区域内の市町村は避難指示解除の見通しが立たず、事業再開の環境が整っていない状況である。
- また、本県産の農畜産物は依然として大きな風評被害を受けており、避難指示区域外の農業団体の経営は回復していない。
- 営業再開に当たり東京電力の賠償と併せて国の復興事業等を活用すべきとの説明もあるが、賠償は原発事故による損害を回復するため、加害者である東京電力が責任と義務を負うものであり、復興事業があるので賠償を打ち切ってよいというものではない。あくまでも東京電力は責任をしっかりと認識し被害者の事情に合わせた賠償を行うべきである。

【渡邊商工会議所連合会会長】

- 商工業者の多くは中小企業であり、原発事故の影響により厳しい状況である。企業、組織は責任を果たすことが最も大事である。今回の事故において加害者と被害者は明白であり、東京電力はその責任を果たすべきである。
- 状況が回復しない中で一方的に賠償が打ち切られると、雇用が非常に厳しい状況になるのは目に見えており、素案を再考すべきである。
- 中間貯蔵施設への汚染土壌等の搬入が完了するまで物理的に5年はかかる

と計算されているところであり、少なくとも5年程は風評被害を含め原子力災害は継続すると住民も事業者も感じている。事故の責任者として、被害者の立場を考え、帰還できない人が12万人もいることを踏まえて対策を検討すること。

【内池中小企業団体中央会会長】

- 観光業や食品製造業は風評被害がまだまだ厳しい状況である。いつまでも賠償を受けることを良しとはせず、賠償に頼らない営業をしようとしているが、かえって赤字の受注が多くなってしまう。このような厳しい状況の中では、個々の事業者の自助努力、自己責任では到底及ばない。
- 中間指針で賠償がいつまでも続かないことが定められており、終期があることや見直しがなされることは当然だが、現状で賠償の打ち切りを検討することは時期尚早である。また、本年3月以降の賠償を1年分で打ち切る根拠が分からぬ。
- 今回の賠償方針は賠償の枠組みを大きく変えるものであり、原子力損害賠償紛争審査会等でしっかりと協議し、商工業者等の意見も踏まえて、提案されるべきである。
- 事業者の意見を尊重し、原発事故の収束までの長いスパンでの賠償のあり方を考えてほしい。

【東京電力 石崎副社長】

- 昨年末から素案を説明させていただいているが、あくまで決まったものではなく、今後どうあるべきかを検討している段階なので、これからも意見を聴き、国と相談しながら検討したい。

【立谷副会長（市長会長）】

- 一定の区切りについて理解できないものではないが、馴染まない業種もある。漁業等の風評被害は予見不能であり、いくら地元が頑張ってもどうしようもない。一定の区切りを適用することが困難な業種があることを理解すべきである。
- 賠償が打ち切られ、事業者の消失や雇用不安等の問題が出ると「地方創生」の総合戦略を作ることが極めて厳しくなる。賠償の打ち切りによって、厳しさが加速するようでは困る。
- 廣瀬社長や石崎副社長の話には「地域再生」の観点が抜けている。東京電力も地域と一緒に「地域再生」を図るというスタンスが必要であり、東京電力の果たす役割は大きいと思っている。

【大塚副会長（町村会長）】

- 本年3月以降の営業損害の賠償について、町村会としても要望しているが、

地域や業種によって被害が異なるので一律に賠償を打ち切るのではなく各業界の意見を聴いて進めること。

- 会津地方は放射能の影響は少ないが、風評被害を大きく受けている。教育旅行は震災前の3割程度しか戻っていない状況である。
- 福島県の米は全量検査をして出荷しているが、風評により価格が上がらない。一律に賠償を打ち切るのではなく、今後も商工団体等の意見を聴き、丁寧に対応すること。

【東京電力 石崎副社長】

- 営業損害の賠償の一定の区切りについて理解してもらいつつも、一律の賠償打ち切りは事業者の実態を反映していないという趣旨の意見があった。業種によって事情は異なるので、これからさらに丁寧に意見を聴き検討したい。
- 「地域再生」への協力も東京電力の責任と考えている。どのようなことができるのかは地域によって異なるので、行政とよく意見交換しながらしっかりやっていきたい。

【会長代理（副知事）】

- 「地域再生」の話があったが、各事業者、住民は原発事故の前に戻してもらえればいいと言っているのであり、それが難しいので怒りや苛立ちがあることを理解するべきである。東京電力は、事業者の再生をいかに図るかという観点を基本的スタンスとして賠償を考えるべきである。
- 事業者の一番の心配は、今回の賠償方針の素案を見直さず、このまま「見切り発車」するのではないかということである。素案を見直すと回答してほしい。
- また、逸失利益の1年間分の一括賠償となると打ち切り感が出ることも事業者は心配している。当然の話だが、相当因果関係がある損害については今後も賠償を行うことを確認したい。

【東京電力 石崎副社長】

- 昨年末から説明している素案は決まったものではないということを理解願いたい。これからも丁寧に話を聴き検討を進める必要があるが、国とも相談しながら進めなければならないことも理解願いたい。これからも色々な角度から多面的に幅広く検討していきたい。
- 事故との相当因果関係があれば賠償を行うことは賠償の基本的な考え方である。その上で国と素案を提示したが、業種によって事情が異なるので、今後も丁寧に事情を聴いた上で考えていかなければならぬ問題と思っている。賠償のあり方や方法を含めて検討していくので理解願いたい。

【立谷副会長（市長会長）】

- 今の石崎副社長の回答は明確ではない。素案を見直すとコメントすべきである。

【東京電力 石崎社長】

- 一律の打ち切りに納得できないというのが皆様の当然の気持ちだと思うが、今の賠償のルールでは一旦の区切りを迎えることも事実である。東京電力として杓子定規に適用する訳ではなく、制度上打ち切りとなった以降の賠償をどう考えるかを案として示した段階である。決められたものではないので、これからも意見を聴きながらしっかりと丁寧に対応していきたい。

【会長代理（副知事）】

- 「素案は決められたものではない」、「今後も意見を聴いていく」ということなので、私たちの意見を無視して、素案を見直さずにこのまま「見切り発車」することはない理解するがよいか。

【東京電力 石崎社長】

- このような話があったことはしっかりと重く受け止め、丁寧に話を聴きながら検討していきたい。

【会長代理（副知事）】

- そのようにお願いする。

(以上)